令和8年3月31日まで

助成金UP！

特定地域内の「耐震化助成制度」助成金について

（令和5年4月1日開始）

◆住宅・建築物耐震化助成制度

①助成を受ける条件

・昭和56年5月31日以前の建築（旧耐震）で、かつ2階建以下の木造住宅

・耐震診断で改修の必要があると診断され、解体または耐震改修する場合

②助成内容

特定地域内では、耐震改修工事・解体工事の助成金を拡充しています。

	一般地域	特定地域
耐震改修	対象工事費の9割又は 最大150万円 いずれか低い額	対象工事費の9割又は **最大200万円** いずれか低い額
解体	対象工事費の9割又は 最大150万円 いずれか低い額	対象工事費の9割又は **最大200万円** いずれか低い額
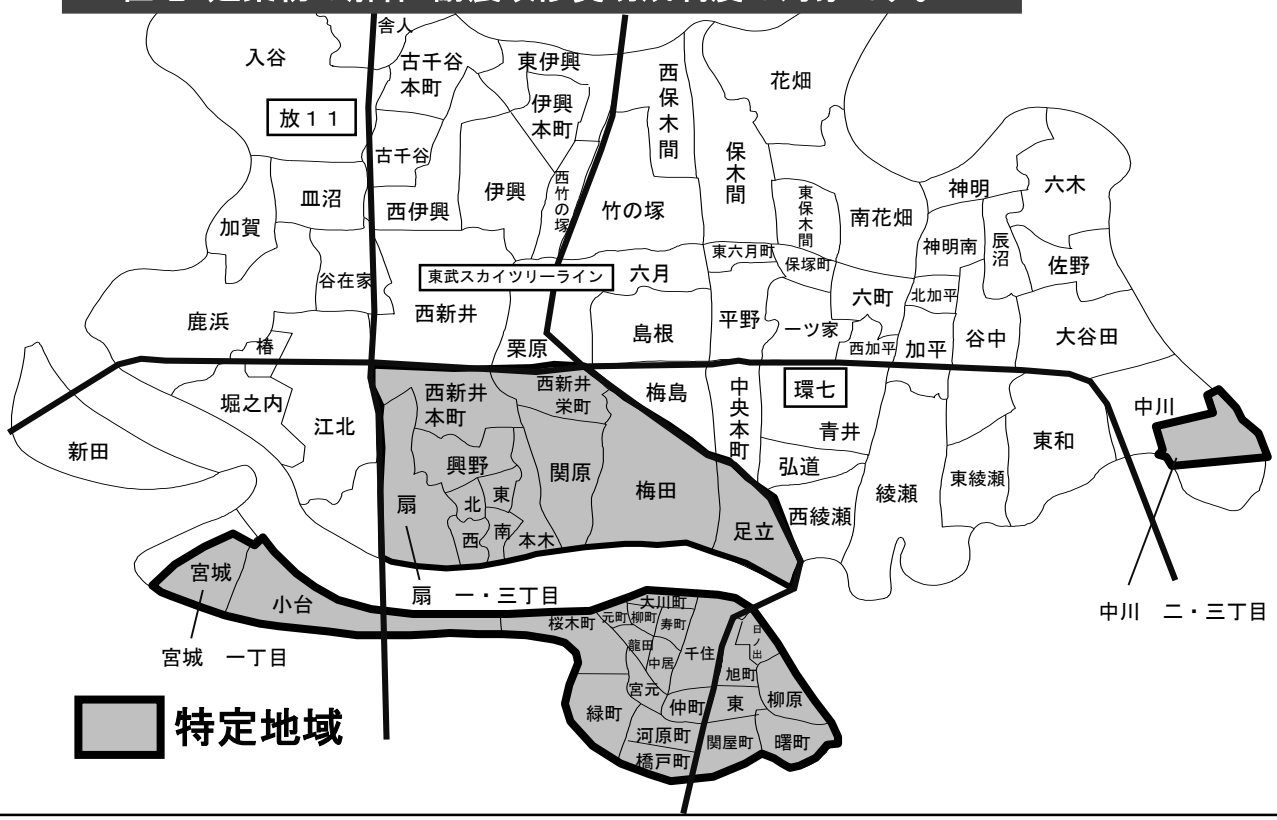
足立区全域が、
「住宅・建築物の解体・耐震改修費助成制度の対象です。